

勝山市行財政改革大綱（改訂版）

平成 1 6 年 2 月策定

平成 8 年 3 月 策定

平成 1 2 年 1 月 改訂

平成 1 6 年 2 月 改訂



序 文

経 過

行財政改革の基本方針

- 1．少子高齢化に向けた的確な施策形成に努め、市民満足度を高めます。
- 2．三位一体改革に対応した効率的な財政運営を確立します。
- 3．地方分権による自治体の運営システムの構築をすすめます。

行財政改革で取り組む事項

- 1．事務事業の見直し
- 2．政策評価システムの導入
- 3．少子化に対応した事業の構築
- 4．長寿化に対応した事業の構築
- 5．行政と市民との協働システムの構築
- 6．組織・機構の見直し及び給与と定員管理の適正化
- 7．公共施設等の有効活用
- 8．公正の確保と透明性の向上
- 9．夢のある新たな事業の展開

行財政改革の推進

- 1．推進期間
- 2．推進体制
- 3．進捗管理

行財政改革実施計画

- 1．平成 16 年度から具体的な改善を講じる事項
- 2．当面の重要課題として、3 か年以内に改善を講じる事項
- 3．中長期的な課題として、取り組む事項（概ね 10 か年）

序 文

現在、国、地方を取り巻く厳しい財政状況と地方分権時代に対応するため、効率的な組織機構の構築並びに財政の健全化は、地方自治体の生き残りをかけた最大の命題であります。

国では地方自治体の行財政基盤の強化に向けた市町村合併を推進していますが、当市は平成17年3月末の合併特例法の期限内での合併を見送り、市単独で市勢発展をめざしていきます。そうした中、行財政改革は合併をする、しないにかかわらず、「継続可能な勝山」に向け避けて通れない大きな課題であります。

勝山市は21世紀のふるさと復興、再生をめざし「ふるさとルネッサンス」を基本理念に、その実現に向けてエコミュージアムを推進しています。

勝山市がめざすものは「自主性、自立性を高め、個性豊かで活力にみちた地域社会の実現」であります。そのために、事務事業を徹底的に見直し、行政能力を高め、無理ムダを排除し、効率的な財政運営をすすめ、市民福祉の向上にいっそう努めてまいります。

経 過

勝山市は、平成8年3月に「勝山市行財政改革大綱」及び「勝山市行財政改革推進計画」を策定し、計画に基づき行財政改革の推進を図ってきました。その後、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、国の示した「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を踏まえ、「勝山市行財政改革大綱」の見直しを行い、平成12年1月に行財政改革大綱「改訂版」及び行財政改革実施計画「改訂版」を策定しました。

これまでに財政の健全化はもとより職員定数の削減を継続的にすすめ、保育園の民営化、組織・機構の見直し等を図ってきたところであります。

しかしながら国、地方の財政状況は、さらに厳しさを増しており、加えて地方分権社会の進展、市町村合併、少子高齢化、景気低迷など自治体を取り巻く環境は激しく変化しております。

このような中、行財政改革大綱をさらに見直し、次代に対応した行政システムの構築を図るため、平成15年6月から行財政改革庁内プロジェクトチームをはじめ、市長を委員長とする行財政改革委員会で見直し作業をすすめ、行財政改革大綱（改訂版）を策定しました。

行財政改革の基本方針

1. 勝山市の将来人口を推測すると、約10年後の2015年（平成27年）には、平成15年対比15.1%減の23,906人となると予測されています。出生率の低下と高齢化率アップといった新たな人口構成に見合う効率的な組織・機構改革を行い、住民ニーズの多様化・高度化に対応できる施策形成に努め、市民満足度を高めていきます。
2. 普通交付税の見直し、国・県補助金の削減、税源移譲といった三位一体改革に連携し、国、地方を挙げての行財政改革を推進する中で、自治の確立をめざします。
3. 急激な社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展などに的確な対応をしていくためには、より以上に簡素で効率的な行政運営に努めなければなりません。そのために、既存の事務事業の見直しに加え、市民との協働、パートナーシップの形成による新たな行政システムの構築を図っていきます。また、住民の政策形成への参画拡大を求めています。

行財政改革で取り組む事項

1. 事務事業の見直し

- (1) 経常経費の削減
委託料の全面見直し
- (2) 事務事業の統合
 - ア 各種相談業務の一本化
 - イ 審議会等の整理統合
 - ウ 類似事業の統合
- (3) 交通体系の充実
 - ア バス運行事業の整理統合
 - イ 効率的な総合交通体系の確立
 - ウ 公共交通機関の利用促進
- (4) 国・県及び各種団体との関係の見直し
 - ア 期成同盟会の再検討
 - イ 県、公社との経費負担の見直し
 - ウ 国、県等に対する制度の見直しの提言
- (5) 行政情報発信の一元化
 - ア 行政情報化の推進
 - イ 積極的な情報公開
 - ウ 口利き公開要綱の制定

- (6) 議会改革の推進
 - 議会改革特別委員会の設置
 - ア 議員定数の検討
 - イ 政務調査費の検討
 - ウ 議員報酬の検討
 - エ 委員会行政視察の検討
 - オ 海外視察における個人負担の検討
- (7) 農業委員会のあり方の検討

2 . 政策評価システムの導入

- (1) 政策評価要綱の策定
- (2) 政策評価策定委員会の設置

3 . 少子化に対応した事業の構築

- (1) 民間重視の児童福祉の推進
- (2) 幼稚園、保育園のあり方の検討
- (3) 小中学校の統合による教育の充実

4 . 長寿化に対応した事業の構築

- (1) 高齢者に対する生涯学習の推進
- (2) 介護保険事業の効果的な事業推進
- (3) 高齢者の自立支援

5 . 行政と市民との協働システムの構築

- (1) 自治会と行政との対等な関係の構築
- (2) 団体育成補助金の原則廃止と事業補助化
 - ア 現金等給付事業の廃止
 - イ 補助事業のサンセット方式の徹底
 - ウ 政策目的に合った補助事業への転換
 - エ 補助事業に対する事業評価の導入
- (3) 社会貢献団体の育成
- (4) 補助金の見直し

6 . 組織・機構の見直し及び給与と定員管理の適正化

- (1) 組織・機構の再編等
- (2) グループの再編成
- (3) 職員定数 1 4 % の削減
定数削減 目標 5 2 人
- (4) 職務能力に応じた勤務体制
 - ア 勤務評価制度の導入
 - イ 職員の能力開発
 - ウ 専門職制度の創設
 - エ メンタルヘルスケア制度の確立
- (5) 公民館のあり方の検討
- (6) 給与等の見直し
 - ア 人件費総額 1 5 % の削減
 - イ 管理職手当などの削減及び特殊勤務手当、通勤手当の見直し
 - ウ 現物支給制度の見直し
- (7) 嘱託職員制度及び職員委託制度の活用

7 . 公共施設の有効活用

- (1) 公衆トイレ、公園管理の一元化の検討
- (2) 公共施設関係
 - ア ふれあい交流館の廃止
 - イ 勝山温泉センター「水芭蕉」の民営化
 - ウ 勤労婦人センターのあり方
 - エ ふるさと森林館の移譲
- (3) 遊休土地、施設の有効活用

8 . 公正の確保と透明性の向上

- (1) 財源の確保
 - ア 市税・使用料等の滞納者への厳正な対応
 - イ 市税収納率の向上
 - ウ 各種使用料の見直し
 - エ 新税導入へ向けての検討
 - オ 受益者負担の適正化
- (2) 公共工事の入札・契約手続きの改善
- (3) 公共施設の借地地代の基準化
- (4) 国民健康保険税の引き下げ

9 . 夢のある新たな展開

少子高齢化により年々加速する人口構成の変化に即応できる新たな行政サービスの提供と夢のある施策の展開を図ります。

- (1) 子育て環境の整備充実
- (2) 市民のスポーツ・文化活動の充実
- (3) 健康寿命の伸長
- (4) まちづくりの地域拠点の強化
- (5) 男女共同参画の推進
- (6) エコミュージアムの推進

行財政改革の推進

1 . 推進期間

行財政改革の目標年次は、9年間とし、平成16年度から平成24年度までを推進期間とします。

2 . 推進方法

推進にあたっては、実施可能なものから極力実施していきます。

3 . 推進体制

勝山市行財政改革推進本部（本部長：市長）を中心として、全庁的な取り組みのもと推進します。

4 . 進捗管理

勝山市行財政改革推進本部において、進捗状況を把握し、調整を図るとともに、勝山市総合行政審議会に必要なとき報告し、意見を求めるものとします。

行財政改革大綱などは、市広報紙、ホームページに記載するとともに、進捗状況についても市民に公表し、理解を得ながら推進していきます。